

## 愛知県立大学研究生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（以下「学則」という。）第61条に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）の研究生に関して必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

第2条 外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部及び情報科学部の研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本学において特定の課題について研究することが適当であると認められる者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者
- 2 看護学部の研究生として入学できる者は、前項各号及び次の各号のいずれかに該当し、かつ本学において特定の課題について研究することが適当であると認められる者とする。
  - (1) 短期大学（看護学科）を卒業した者
  - (2) 看護専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者
  - (3) 前各号と同等以上の学力があると認められる者

### (入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の理由がある者についてはこの限りでない。

### (出願手続)

第4条 研究生として入学を希望する者は、所定の期日までに、入学検定料を納入した上、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 研究計画書
- (3) 第2条に定める入学資格に係る卒業（見込）証明書。ただし、本学（旧学部を含む）及び愛知県立看護大学を卒業又は卒業見込みの者を除く。
- (4) 単位修得証明書及び成績証明書。ただし、本学（旧学部を含む）及び愛知県立看護大学を卒業又は卒業見込みの者を除く。
- (5) 履歴書
- (6) その他学長が必要と認める書類

### (入学の許可)

第5条 入学者の選考は各学部の教授会が行い、入学の許可は学長が行う。

### (指導教員)

第6条 研究生の指導教員は、提出された研究課題を基に、各学部の教授会の議を経て学部長がこれを定める。

### (授業の聴講)

第7条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承諾を得て、各学部の授業科目を聴講することができる。

### (在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究の必要により引き続き在学を希望する者に対しては、学長は各学部の教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

- 2 研究生が在学を許可された期間の満了を待たずに研究の終了を願い出たときは、学

長は各学部の教授会の議を経て期間の短縮を許可することができる。

(研究成果の提出)

第9条 研究生は、在学期間の終わりにその成果を学部長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第10条 学長は、研究生の願い出に基づき、研究証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第11条 研究生に関しては、本規程のほか、本学学生に関する規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に本学の開業準備行為として行った平成21年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続き等とみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度に新たに研究生として入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。